



## これからの日高山脈ネイチャーセミナー 2011

岩石を顕微鏡で見ると・・・？

岩石地質講座 上級（第2回）**岩石薄片の作成** -顕微鏡で見る岩石-

岩石を顕微鏡下で観察できる試料「薄片」を作成します。石を顕微鏡で見るとどのように見えるのか、石の厚さによって顕微鏡で見ることができる画がどう変化するのかなど、観察してみましょう。薄片が完成後、顕微鏡で写真を撮影して印刷します。

日 時：11月27日（日） 10：00～15：00  
場 所：10時までに日高山脈館に集合  
対 象：高校生以上  
定 員：15名  
締切り：11月18日（金）15時まで  
持ち物：汚れてもいい服装、筆記用具等

※本来の薄片を作成する工程には危険な作業も含まれますので、今回は比較的安全な最終工程を体験します。



## 日高山脈ネイチャーセミナー 2011を開催しました

「動物観察会」・「岩石の見分け方」・「植物観察会」

8月21日に「自然科学講座・動物編」、9月11日に「岩石地質講座・初級（第2回）」、9月17日に「自然科学講座・植物編」を開催しました。

「動物編」は、新聞でおなじみの村井雅之氏が、動物などを記録することの重要性、記録や観察方法を講話し、その後野外へ出かけて主に昆虫の観察と記録を行ないました。専門家のわかりやすい説明で、記録の方法や意義、観察の方法が確実に伝わり、日高の昆虫についても学ぶことができました。

「岩石地質講座・初級（第2回）」は、岩石の見分け方について、岩石標本を用いた実習と講話で学んだ後に、山脈館やその周辺の岩石の観察を行ないました。日高の岩石は、標準的な岩石標本とは異なったものもあり、日高の地質の特異さについても学習することができました。

「植物編」は、専門家の高橋誼氏が、植物の記録方法と記録の重要性について講話をし、その後さんごの沢で植物の観察と記録を行ないました。雨が降る天気では観察時間は短くなりましたが、観察シートはすぐに記録で埋められるほどの充実した内容でした。

いずれのセミナーも、記録の方法とその重要性や自然観察の方法について学習することが主要なテーマでしたが、参加者からは好評をいただきました。今後も興味のあるネイチャーセミナーがありましたら、ぜひお早めにお申し込み下さい。



8月21日



9月11日



9月17日



国民年金保険料納付をした場合、社会保険料控除の対象となり、確定申告などにより所得税等の税金が安くなる場合があります。

## 支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額(給与から天引きされた金額も該当します)です。

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料(健康保険、厚生年金保険など)は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料(国民年金、国民健康保険等)を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間(1月1日から12月31日まで)に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

平成17年3月に所得税法等の改正が行われたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納めたことを証明する書類(控除証明書や領収証書)の添付等が義務付けられました。

なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても市区町村民税の申告を行う場合には、市区町村民税の申告の際に、この控除証明書が必要となる場合があります。

## 社会保険料控除証明書を毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。大切に保管しておいてください。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。万一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

## 扶養家族分も納付した方は

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

## 過去に滞納などがある方も控除を受けられます

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。

また、過去に滞納や免除期間がある方も、年末までに保険料を支払えば所得控除を受けることが可能です。

お問い合わせは、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先まで。

## 控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、日本年金機構にご確認ください。(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)

控除証明書専用ダイヤル: 0570-070-117 (IP電話等の方は: 03-6700-1130)

<お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所

電話 0144-36-6135